

平成 29 年第 4 回青森市議会定例会提出案件

	件 名	提出 件数
予 算 案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 29 年度青森市一般会計補正予算（第 5 号） ○ 平成 29 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号） ○ 平成 29 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） ○ 平成 29 年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） ○ 平成 29 年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号） ○ 平成 29 年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号） ○ 平成 29 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号） ○ 平成 29 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） ○ 平成 29 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号） ○ 平成 29 年度青森市病院事業会計補正予算（第 1 号） ○ 平成 29 年度青森市水道事業会計補正予算（第 1 号） ○ 平成 29 年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第 1 号） ○ 平成 29 年度青森市八重菊第一財産区特別会計補正予算（第 1 号） ○ 平成 29 年度青森市八重菊第二財産区特別会計補正予算（第 1 号） ○ 平成 29 年度青森市新城財産区特別会計補正予算（第 1 号） ○ 平成 29 年度青森市深沢第二財産区特別会計補正予算（第 1 号） ○ 平成 29 年度青森市幸畑財産区特別会計補正予算（第 2 号） <p style="text-align: center;">計</p>	17
条 例 案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森都市計画事業石江土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について 	

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 	
計		5
単行案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約の締結について（青森市役所新市庁舎建設電気設備工事） ○ 契約の締結について（青森市役所新市庁舎建設機械設備工事） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市中世の館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（青森地区）） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（浪岡地区）） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市油川市民センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市荒川市民センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市東部市民センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市大野市民センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市横内市民センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市戸山市民センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡北中野公民館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡本郷公民館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡野沢公民館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡女鹿沢公民館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化会館等） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市民体育館等） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡体育館等） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森産業展示館及び青森市はまなす会館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（北部地区農村環境改善センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（花岡農村環境改善センター等） 	

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市八甲田憩いの牧場等） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市観光交流情報センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（ユーサ浅虫） ○ 字の区域の変更について ○ 市道の路線の廃止について ○ 市道の路線の認定について <p style="text-align: center;">計</p>	28
報 告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について <p style="text-align: center;">計</p>	8
合 計		58

○ 予算案

- 議案第 1 6 0 号 平成 29 年度青森市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 1 6 1 号 平成 29 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 6 2 号 平成 29 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 6 3 号 平成 29 年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 6 4 号 平成 29 年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 6 5 号 平成 29 年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 6 6 号 平成 29 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 6 7 号 平成 29 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 6 8 号 平成 29 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 6 9 号 平成 29 年度青森市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 7 0 号 平成 29 年度青森市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 7 1 号 平成 29 年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 7 2 号 平成 29 年度青森市八重菊第一財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 7 3 号 平成 29 年度青森市八重菊第二財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 7 4 号 平成 29 年度青森市新城財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 7 5 号 平成 29 年度青森市深沢第二財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 7 6 号 平成 29 年度青森市幸畑財産区特別会計補正予算（第 2 号）

○ 条例案

- 議案第 1 7 7 号 青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

組織・機構の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

議案第 178 号 青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の入居者のうち収入申告をすること等が困難な者の収入申告義務を緩和する等のため、改正しようとするものである。

議案第 179 号 青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都市公園の占用に係る使用料を改定する等のため、改正しようとするものである。

議案第 180 号 青森都市計画事業石江土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

清算金を分割徴収する場合における当該清算金に付すべき利子の利率を定める等のため、改正しようとするものである。

議案第 181 号 青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

道路法施行令の一部改正を勘案し、道路占用料を改定する等のため、改正しようとするものである。

○ 単行案

議案第 182 号 契約の締結について（青森市役所新市庁舎建設電気設備工事）

場 所	青森市中央一丁目 2 2 番 5 号
工事内容	電気設備工事一式
契約の相手方	株式会社洋電社 (代表取締役 川山 孝二)
契約金額	396,119,160 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 29,342,160 円)
完 工	平成 31 年 9 月 30 日予定
関係法令	青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例第 2 条

議案第 183 号 契約の締結について（青森市役所新市庁舎建設機械設備工事）

場 所	青森市中央一丁目 2 2 番 5 号
-----	--------------------

工事内容	機械設備工事一式
契約の相手方	株式会社鹿内組 (代表取締役社長 鹿内 雄二)
契約金額	408,240,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 30,240,000円)
完 工	平成31年9月30日予定
関係法令	青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例第2条

議案第184号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市中世の館）

青森市中世の館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字五本松字羽黒平31番地
名称 特定非営利活動法人NPO 婆娑羅凡人舎
(代表理事 佐藤 道留)

指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第185号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（青森地区））

市営住宅（青森地区）の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市桂木四丁目8番地2
名称 協同組合タッケン
(代表理事 川嶋 勝美)

指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第186号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（浪岡地区））

市営住宅（浪岡地区）の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字銀字杉田147番地1
名称 有限会社皆成建設
(代表取締役 前田 憲秀)

指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第 1 8 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市油川市民センター）

青森市油川市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字羽白字池上 1 9 7 番地 1

名称 元気町あぶらかわ市民センター運営協議会
(会長 工藤 徳信)

指定の期間 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 1 8 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市荒川市民センター）

青森市荒川市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字荒川字柴田 1 2 9 番地 1

名称 青森市荒川市民センター管理運営協議会
(会長 櫻田 文信)

指定の期間 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 1 8 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市東部市民センター）

青森市東部市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市原別三丁目 8 番 1 号

名称 青森市東部市民センター管理運営協議会
(会長 山谷 久三郎)

指定の期間 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 1 9 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市大野市民センター）

青森市大野市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字大野字若宮 7 1 番地

名称 青森市大野市民センター管理運営協議会
(会長 八戸 弘)

指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 191 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市横内市民センター）

青森市横内市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字横内字亀井 2 8 番地 2

名称 青森市横内市民センター管理運営協議会
(会長 高坂 睦雄)

指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 192 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市戸山市民センター）

青森市戸山市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市蛭沢四丁目 1 番 4 号

名称 青森市戸山市民センター管理運営協議会
(会長 寺嶋 多吉)

指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 193 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡北中野公民館）

青森市浪岡北中野公民館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字北中野字中坪 2 0 3 番地 2

名称 青森市浪岡北中野公民館管理運営協議会
(会長 小倉 照雄)

指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条

第2項において準用する同条例第10条

議案第194号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡本郷公民館）

青森市浪岡本郷公民館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字本郷字篠原64番地8

名称 青森市浪岡本郷公民館管理運営協議会
(会長 由町 兼政)

指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第195号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡野沢公民館）

青森市浪岡野沢公民館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字樽沢字村本512番地1

名称 青森市浪岡野沢公民館管理運営協議会
(会長 出町 鉄昭)

指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第196号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡女鹿沢公民館）

青森市浪岡女鹿沢公民館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字下十川字大沼袋14番地

名称 青森市浪岡女鹿沢公民館管理運営委員会
(会長 奈良岡 洋一)

指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第197号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園）

青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字徳才子字山本3番地4

名称 青森市浪岡大杉公民館管理運営協議会
(会長 佐々木 憲蔵)

指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第198号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化会館等）

青森市文化会館等の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市堤町一丁目4番1号

名称 一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社
(理事長 佐々木 隆)

指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第199号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市民体育館等）

青森市民体育館等の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市新町二丁目5番1号

名称 スポーツネット青森
(代表者 小田桐 健蔵)

指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第200号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡体育館等）

青森市浪岡体育館等の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字女鹿沢字東花岡53番地27

名称 浪岡青い森スポーツ協議会
(会長 倉田 忠男)

指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第201号 公の施設の指定管理者の指定について（青森産業展示館及び青森市はまなす会館）

青森産業展示館及び青森市はまなす会館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市第二間屋町四丁目4番1号

名称 一般財団法人青森市産業振興財団

（理事長 細井 仁）

指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第202号 公の施設の指定管理者の指定について（北部地区農村環境改善センター）

北部地区農村環境改善センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字奥内字宮田41番地3

名称 青森市北部地区農村環境改善センター管理運営協議会

（会長 工藤 隆志）

指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第2項において準用する同条例第10条

議案第203号 公の施設の指定管理者の指定について（花岡農村環境改善センター等）

花岡農村環境改善センター等の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 秋田県秋田市中通二丁目2番32号

名称 株式会社秋田東北ダイケン

（代表取締役 丸橋 洋介）

指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第204号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市八甲田憩いの牧場等）

青森市八甲田憩いの牧場等の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字雲谷字梨野木63番地
名称 一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団
(理事長 石澤 幸造)
指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第205号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市観光交流情報センター）

青森市観光交流情報センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市柳川一丁目4番1号
名称 公益社団法人青森観光コンベンション協会
(会長 奈良 秀則)
指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第206号 公の施設の指定管理者の指定について（ユーサ浅虫）

ユーサ浅虫の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字雲谷字梨野木63番地
名称 一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団
(理事長 石澤 幸造)
指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第207号 字の区域の変更について

馬場山国有林及び久栗坂山国有林の区域の一部に字を設定しようとするものである。

変更区域

- 「浅虫字馬場山国有林301林班い小班」等の一部を「浅虫字馬場山」に編入する。
- 「浅虫字久栗坂山国有林305林班と小班」の一部を「浅虫字山下」に編入する。
- 「浅虫字久栗坂山国有林305林班そ1小班」の一部を「浅虫字山下」に編入する。

関係法令 地方自治法第260条第1項

議案第208号 市道の路線の廃止について

八重田28号線ほか3路線の市道を廃止しようとするものである。

総延長 351.6m
総面積 2,110㎡
関係法令 道路法第10条第1項及び第3項において準用する同法第8条第2項

議案第209号 市道の路線の認定について

本泉八重田1号線ほか11路線を市道として認定しようとするものである。

総延長 1,213.2m
総面積 8,453㎡
関係法令 道路法第8条第1項及び第2項

○ 報 告

報告第23号 専決処分の報告について

議会の議決を経た工事請負に関する契約について、工事施工上変更を余儀なくされる部分が生じたため専決処分したので、その報告をするものである。

工事名 議会棟耐震補強及び大規模改修工事
契約金額 (変更前) 255,711,600円
(変更後) 279,320,400円
(増額) 23,608,800円
専決処分年月日 平成29年11月7日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第24号 専決処分の報告について

議会の議決を経た工事請負に関する契約について、工事施工上変更を余儀なくされる部分が生じたため専決処分したので、その報告をするものである。

工事名 青森市スポーツ広場多目的グラウンド人工芝整備工事
契約金額 (変更前) 246,210,428円
(変更後) 251,866,800円
(増額) 5,656,372円
専決処分年月日 平成29年11月7日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第25号 専決処分の報告について

相手方に対し、母子福祉資金償還金の支払を請求する訴えの提起について専決処分したので、その報告をするものである。

相手方	三上 和花
事件名	保証債務履行請求事件
請求金額	942,500円 (この金額のほか、支払当日までの日数に、平成27年3月31日までの未納期間については年10.75%の割合を、平成27年4月1日以後の未納期間については年5%の割合を乗じ計算した違約金を加算した額)
専決処分年月日	平成29年10月4日
関係法令	地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第26号 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日	平成29年9月18日
損害賠償額	220,169円
専決処分年月日	平成29年11月9日
関係法令	地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第27号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日	平成29年10月10日
損害賠償額	14,014円
専決処分年月日	平成29年11月9日
関係法令	地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第28号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日	平成28年6月29日
---------	------------

損害賠償額 37,022円
専決処分年月日 平成29年11月13日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第29号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成29年8月22日
損害賠償額 69,379円
専決処分年月日 平成29年11月13日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第30号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成29年9月27日
損害賠償額 43,902円
専決処分年月日 平成29年11月13日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項